

基準病床数について

1 基準病床数制度について

- 基準病床数は、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的に、医療法第 30 条の 4 第 2 項の規定に基づき都道府県知事が医療計画において定めるもので、既存の病床数が基準病床数を超える医療圏（病床過剰地域）では病院又は有床診療所の開設、増床は原則として許可されない。
- 基準病床数は、全国一律の算定式に基づき、最新の性別・年齢階級別人口や病床利用率等から算定する。（地域で整備する病床の上限）

2 新たな基準病床数の適用期間

新たな基準病床数の適用期間は、次期計画の計画期間（令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間）とするが、中間年である令和 8（2026）年度に必要な応じ見直しを行う。

3 新基準病床数

(1) 療養病床及び一般病床

区 域	現 状			新基準病床数		
	現基準病床数 (H30.4 公示) (A)	既存病床数※ (R5.9.30 現在) (B)	差引数 (B)-(A)	新基準病床数 (案) (C)	現基準病床数 との差引数 (C)-(A)	既存病床数 との差引数 (B)-(C)
名古屋・尾張中部	17,911	20,051	2,140	20,601	2,690	△550
海 部	1,531	1,700	169	1,948	417	△248
尾張東部	4,141	4,248	107	4,843	702	△595
尾張西部	3,357	3,608	251	4,300	943	△692
尾張北部	4,725	4,986	261	5,964	1,239	△978
知多半島	3,147	3,179	32	3,784	637	△605
西三河北部	2,252	2,663	411	3,216	964	△553
西三河南部東	2,083	2,383	300	2,852	769	△469
西三河南部西	4,263	4,411	148	4,889	626	△478
東三河北部	229	303	74	203	△26	100
東三河南部	4,139	5,891	1,752	5,293	1,154	598
計	47,778	53,423	5,645	57,893	10,115	△4,470

※「既存病床数」は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数としている。

※「既存病床数」は、令和 6 年 3 月末までの経過措置である介護医療院の定員数（療養病床数）及び平成 18 年 12 月 31 日以前に開設した有床診療所の病床数は含まれていない。

《参考：2次医療圏の名称及び区域》

2 次 医 療 圏	区 域
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河 北 部	豊田市、みよし市
西 三 河 南 部 東	岡崎市、幸田町
西 三 河 南 部 西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東 三 河 北 部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河 南 部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(2) 精神病床

区 域	現 状			新基準病床数		
	現基準病床数 (H30.4 公示) (A)	既存病床数 (R5.9.30 現在) (B)	差引数 (B)-(A)	新基準病床数 (案) (C)	現基準病床数 との差引数 (C)-(A)	既存病床数 との差引数 (B)-(C)
県 全 域	10,780	12,171	△1,391	11,508	728	663

(3) 結核病床

区 域	現 状			新基準病床数		
	現基準病床数 (H30.4 公示) (A)	既存病床数※ (R5.9.30 現在) (B)	差引数 (B)-(A)	新基準病床数 (案) (C)	現基準病床数 との差引数 (C)-(A)	既存病床数 との差引数 (B)-(C)
県 全 域	138	124	△14	115	△23	9

※「既存病床数」は、承認済の病床整備計画(岡崎市民病院 13 床)を反映した場合の病床数としている。

(4) 感染症病床

区 域	現 状			新基準病床数		
	現基準病床数 (H30.4 公示) (A)	既存病床数※ (R5.9.30 現在) (B)	差引数 (B)-(A)	新基準病床数 (案) (C)	現基準病床数 との差引数 (C)-(A)	既存病床数 との差引数 (B)-(C)
県 全 域	72	72	0	72	0	0

※「既存病床数」は、承認済の病床整備計画(岡崎市民病院 6 床)を反映した場合の病床数としている。

4 今後のスケジュール（予定）

- 2月中旬～3月初旬 関係団体、市町村等への最終案についての意見照会
- 3月18日 県医療審議会において、次期計画の決定（答申）
- 3月29日 次期計画の公示

(参考) 基準病床数の算定方法 (政省令による算定式)

1 療養病床及び一般病床

2次医療圏ごとに(1)アに掲げる療養病床の算定式により算定した数と2次医療圏ごとに(2)アに掲げる一般病床の算定式により算定した数の合計。ただし、県における当該数の合計は、2次医療圏ごとに(1)イ及び(2)イで掲げる式によりそれぞれ算定した数の合計を超えないものとする。

なお、県外に流出している入院患者数が、県外から流入している入院患者数よりも多く、特に必要とする場合にのみ、流出先都道府県との調整協議を行った上で、都道府県間を超える患者の流出入について合意を得た数を、当該合計数に加減することができる。

(1) 療養病床

ア
$$\frac{\sum A_1 B_1 - G + C_1 - D_1}{E_1}$$

イ
$$\frac{\sum A_1 B_1 - G}{E_1}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口 (5歳階級)

B₁ : 性別・年齢階級別療養病床入院受療率

厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、長期療養に係る医療を必要とする者の数を勘案して都道府県知事が定める率

G : 介護施設、在宅医療等で対応可能な数

病院及び有床診療所の療養病床における入院患者のうち、今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によって対応が可能な数として都道府県知事が定める数

C₁ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で都道府県知事が定める数

D₁ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で都道府県知事が定める数

E₁ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

厚生労働大臣が定める病床利用率が都道府県の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上、都道府県の直近の療養病床利用率以下の範囲内で都道府県知事が定める数

(2) 一般病床

ア
$$\frac{\sum A_1 B_2 \times F + C_2 - D_2}{E_2}$$

イ
$$\frac{\sum A_1 B_2 \times F}{E_2}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口 (5歳階級)

B₂ : 厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別一般病床退院率 (地方ブロック値)

F : 平均在院日数

厚生労働大臣が地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

C₂ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₂ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

E₂ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

厚生労働大臣が定める病床利用率が都道府県の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上、都道府県の直近の一般病床利用率以下の範囲内で都道府県知事が定める数

2 精神病床

全県を区域として以下に掲げる式により算定した数

$$\frac{A_2 + A_3 + A_4 X_1 + A_5 X_2 + C_3 - D_3}{E_3}$$

A₂ : 令和8年における急性期患者数推計値

A₃ : 令和8年における回復期患者数推計値

A₄ : 令和8年における慢性期患者数推計値 (認知症を除く)

A₅ : 令和8年における慢性期患者数推計値 (認知症)

X₁ : 1 - 認知症を除く慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

X₂ : 1 - 認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

C₃ : 他県から本県への流入入院患者数

D₃ : 本県から他県への流出入院患者数

E₃ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

3 結核病床

全県を区域として次に掲げる式により算定した数

$$A \times B \times C \times D + E$$

A : 本県の1日当たりの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)」第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数

B : 感染症法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C : 当該区域における感染症法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者発生数の区分に応じ、それぞれ定める係数

年間新規患者発生数	係数
99人以下	1.8
100人以上499人以下	1.5
500人以上	1.2

D : 1

粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該区域の実情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合はその数値

E : 医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度における本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数

4 感染症病床

全県を区域として、感染症法の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに知事の指定を受けている第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を基準として知事が定めた数

(感染症指定医療機関の配置基準)

第一種感染症指定医療機関 : 都道府県の区域ごとに1か所、2床

第二種感染症指定医療機関 : 2次医療圏ごとに1か所、その人口に応じ次の病床数

30万人未満	4床
30万人以上100万人未満	6床
100万人以上200万人未満	8床
200万人以上300万人未満	10床
300万人以上	12床